

●千葉県の自動車のナンバー

●千葉ナンバー

(千葉運輸支局管内)

千葉市・佐倉市・四街道市・八街市・東金市
旭市・匝瑳市・銚子市・香取市・九十九里町
大網白里町・東庄町・酒々井町

●習志野ナンバー

(習志野検査登録事務所)

市川市・船橋市・習志野市・鎌ヶ谷市・八千代市・印西市・浦安市・白井市・印旛村・栄町・本埜村

●袖ヶ浦ナンバー

(袖ヶ浦検査登録事務所)

市原市・茂原市・長生郡白子町以南の地域

●野田ナンバー

(野田検査登録事務所)

松戸市・野田市・流山市

ご当地ナンバー

●成田ナンバー

(千葉運輸支局で扱っています。)

成田市・富里市・山武市・神崎町・多古町
芝山町・横芝光町

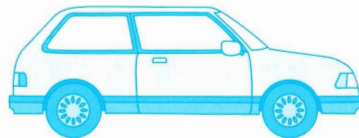
●柏ナンバー

(野田検査登録事務所で扱っています。)

柏市・我孫子市

千葉県行政書士会は

管轄違いのナンバーを無くす運動を
強力に推進しています。



千葉県にお住まいの方は
千葉県のナンバーで走りましょう。

行政書士は、官公署に提出する書類、権利義務・
事実証明に関する書類を作成する専門家です。

あなたの街の法律家



千葉県行政書士会

〒260-0013 千葉市中央区中央4-13-10

(千葉県教育会館 本館4階)

TEL 043-227-8009/FAX 043-225-8634

<http://www.chiba-gyosei.or.jp/>

●車のナンバー変更をお受けします。

お気軽にご相談ください。

受付時間: 月曜～金曜 10:00～19:00

【カー・コンサルタント】柏市あかね町11-20

中嶋行政書士事務所 行政書士 中嶋政彦

TEL&FAX: 04-7197-4726

E-Mail: mail@37kaiketu.com

URL: <http://37kaiketu.com>

管轄違いのナンバーを 無くそう



ナンバー変更に関する書類の作成は
行政手続きの専門家(行政書士)に
ご相談下さい。

あなたの街の法律家



千葉県行政書士会

●管轄違いのナンバーとは

引越などによって車両ナンバーの管轄が変更になり、ナンバーを変更する必要があるにもかかわらず、ナンバーを変更せずに従前のナンバーのままでの状態をいいます。

〈例〉

品川区から柏市に引っ越したのに、品川ナンバーのままである。

参 考

道路運送車両法

第12条（変更登録）

自動車の所有者は、登録されている型式、車台番号、原動機の型式、所有者の氏名若しくは名称若しくは住所又は使用の本拠の位置に変更があったときは、その事由があった日から15日以内に、国土交通大臣の行う変更登録の申請をしなければならない。

●自動車税について

自動車を所有している人に課される税金で、毎年4月1日現在の所有者の住所地の都道府県が納税通知書を発行します。自動車税は都道府県税ですので、各都道府県に申告・納税します。

自動車の所有に対して課税される財産税の一種ですが、道路を利用することに対して、その整備費などを負担してもらうという性格も持っていますので、車を使用している都道府県へ納めなくてはなりません。

●必要な手続き

ナンバーの管轄違いを変更するには以下の手続きが必要です。

◎車庫証明（自動車保管場所証明書）

新しい住所を管轄する警察署において、車庫証明（自動車保管場所証明書）を取得します。

《費用》

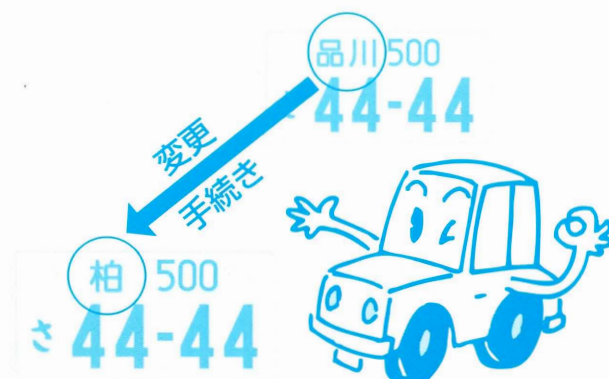
申請手数料	2,200円（県証紙代）
標章交付手数料	550円（ 〃 ）

◎車両変更登録

申請に必要な書類

申請書 O C R様式1
手数料納付書
車検証
住民票等
自動車保管場所証明書
委任状（代理人が行う場合）

《費用》 350円（登録印紙代）



●手続きを代行できる資格

車両の手続きに関する官公署へ提出する書類の作成を代行できるのは、行政書士だけです。

参 考

行政書士法

第1条の2（業務）

行政書士は、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を作成する場合における当該電磁的記録を含む。以下この条及び次条において同じ。）その他権利義務又は事実証明に関する書類（実地調査に基づく図面類を含む。）を作成することを業とする。

●ご自宅でナンバーの変更ができます

車両を自動車登録事務所へ持ち込むことなく、ご依頼人の車庫にてナンバーを取り付けることができます。（出張封印）

よって、ナンバーの取付けは、ご依頼人の都合により、平日夜間もしくは土・日・祝日に行うこともできますので、ご依頼人の負担が大幅に軽減されます。

*出張封印は、各ナンバーセンターと契約をしている行政書士が行うことができます。